

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和五年十二月二十日から適用する。

令和五年十二月十九日

厚生労働大臣 武見 敬三



㊦ 0.5%塩酸メピバカイン注PB  
㊧ 0.5%塩酸メピバカイン注PB

0.5% 5mL 1管  
0.5% 10mL 1管

外用薬

品名

規格単位

(ニ)

㊨ 50%塩化ベンゼルニコチン液 「ヤクハン」  
5%ゾルコン酸クロルヘキシジン液 「東海」

10mL  
5% 10mL

(ホ)

㊩ フエンタニル1日用テープ0.84mg 「明治」  
㊪ フエンタニル1日用テープ1.7mg 「明治」  
㊫ フエンタニル1日用テープ3.4mg 「明治」  
㊬ フエンタニル1日用テープ5mg 「明治」  
㊭ フエンタニル1日用テープ6.7mg 「明治」  
㊮ フエンタニル3日用テープ2.1mg 「明治」  
㊯ フエンタニル3日用テープ4.2mg 「明治」  
㊰ フエンタニル3日用テープ8.4mg 「明治」  
㊱ フエンタニル3日用テープ12.6mg 「明治」  
㊲ フエンタニル3日用テープ16.8mg 「明治」

0.84mg 1枚  
1.7mg 1枚  
3.4mg 1枚  
5mg 1枚  
6.7mg 1枚  
2.1mg 1枚  
4.2mg 1枚  
8.4mg 1枚  
12.6mg 1枚  
16.8mg 1枚

(れ)

0.5%ゾルコン酸クロルヘキシジン・エタノール液 「東海」

0.5% 10mL

別表第3

第1部～第3部 (略)

第4部 注射薬 (1)

品名

規格単位

(あ)

アミザイット静注

370MBq 1瓶

(い)

ピザミル静注

185MBq 1瓶

別表第3

第1部～第3部 (略)

(新設)